

阿賀野市告示第200号

阿賀野市奨学生移住・定住促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年11月20日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市奨学生移住・定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、阿賀野市への移住・定住を促進するため、高校・大学等を卒業後、阿賀野市内に居住する者が就学時に借り入れた、阿賀野市奨学貸付基金条例（平成16年阿賀野市条例第66号）に定める奨学金及び入学準備金（以下「阿賀野市奨学金」という。）に係る貸付総額の一部を対象として交付する阿賀野市奨学生移住・定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、阿賀野市補助金等交付規則（平成16年阿賀野市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の受給要件及び申請期間)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、国及び地方公共団体の職員を除く。

- (1) 在学期間中に阿賀野市奨学金の貸与を受け、大学院、大学、短期大学、専修学校、高等学校等（以下「教育機関」という。）を卒業した者
- (2) 阿賀野市奨学金を現に返還している者又は返還した者（一括返還者を含む。）
- (3) 補助金の申請時において、既に返還した金額が補助金申請額を超えている者
- (4) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者
 - ア 阿賀野市奨学金返還開始年度の4月1日から継続して阿賀野市に3年以上住民登録があり、現に居住している者
 - イ 阿賀野市奨学金返還開始年度の4月1日から5年以内に転入し、転入後継続して3年以上住民登録があり、現に居住している者
- (5) 補助金の申請時から、2年以上阿賀野市に居住する見込みがある者
- (6) 補助金の申請時において、就業し、原則、フルタイムで勤務しており、雇用期間1年以上の見込みがある者
- (7) 阿賀野市奨学金及び市税の滞納がない者
- (8) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者
 - ア 阿賀野市奨学金の貸与を受けて卒業した教育機関の所在地が県外

にある場合において、令和4年度以降に返還を開始した者
イ 阿賀野市奨学生の貸与を受けて卒業した教育機関の所在地が県内
にある場合において、令和6年度以降に返還を開始した者

2 補助金の申請可能期間は、前項の要件を満たし、かつ、阿賀野市奨学生返
還開始年度の4月1日又は転入日の属する年度の翌年度の4月1日から5
年以内とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内とし、阿賀野市奨学生の貸与を受けて卒
業した教育機関の所在地により、次の各号に定めるとおりとする。ただし、
補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

- (1) 県外にある教育機関の場合は、阿賀野市奨学生貸付総額に4分の1を
乗じた額とする。
- (2) 県内にある教育機関の場合は、阿賀野市奨学生貸付総額に10分の1
を乗じた額とする。

2 同一人が複数回において阿賀野市奨学生の貸与を受け、合算して返還して
いる場合は、阿賀野市奨学生の総額に対する補助とする。この場合において、
補助金の額は、阿賀野市奨学生の貸与を受けて卒業した直近の教育機関の所
在地により判断する。

(交付回数の制限)

第4条 補助金の交付回数は、同一人につき、1回とする。

(交付申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、阿
賀野市奨学生移住・定住促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲
げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 申請者が教育機関を卒業したことを証する書類（申請者の最終学歴に
係るもの）

(2) 市税の未納がないことを証する書類（納税証明書等）

(3) 申請者の住民票

(4) 申請者が就業していることを証する書類（在職証明書等）

2 前項の申請書は、毎年4月から6月末までに阿賀野市教育委員会に提出し
なければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、
補助金の受給要件を満たすと認めるときは、補助金の額及び交付について決
定し、申請者に対して阿賀野市奨学生移住・定住促進事業補助金交付決定通

知書（第2号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、阿賀野市奨学生移住・定住促進事業補助金交付請求書（第3号様式）により補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、補助金の交付は、交付決定者の指定する金融機関への口座振込により行うものとする。

（居住及び就業状況の報告）

第8条 補助金の交付を受けた者は、交付決定を受けて2年の間、第5条第1項第3号及び第4号に定める書類を所定の期日までに阿賀野市教育委員会に提出し、報告しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、交付決定者が、虚偽の申請により補助金の交付を受けた場合又は前条に定める報告がなされない場合若しくは前条の報告により補助金申請時から2年の間、阿賀野市外に転出又は阿賀野市に居住していないことが判明した場合は、阿賀野市奨学金移住・定住促進事業補助金返還命令書（第4号様式）により補助金の交付決定を取り消し、期限を指定して補助金の全額返還を求めるものとする。ただし、特別の事情があると市長が認めるとときは、この限りでない。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年11月20日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

年　月　日

阿賀野市長　　様

申請者

住 所：
 氏 名：
 生年月日： 年 月 日
 電話番号：

阿賀野市奨学生移住・定住促進事業補助金交付申請書

阿賀野市奨学生移住・定住促進事業補助金の交付を受けたいので、阿賀野市移住・定住促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、市の担当部局が、この補助金の受給要件を確認するため、私の住民登録情報及び市税の納付状況を調査することに同意します。

また、今後2年以内に転出する場合は、補助金を全額返還いたします。

記

交付申請額 金_____円

貸与を受けて卒業した教育機関	学校等名		
	所在地		
勤務先	会社等名		
	所在地		
奨学生貸付総額・補助金交付割合		奨学生貸付総額 円	補助金交付割合
奨学生返還開始日		年 月	
奨学生の返還方法		一括	・ 分割
奨学生の返還状況		返還中	・ 完済 (年 月)
阿賀野市の住民となった日		年 月	日
奨学生返還開始年度の4月1日又は転入日から阿賀野市に居住している年数		年	ヶ月
今後の阿賀野市居住の予定について		今後2年間以上における転出予定の有無 ない	・ ある

添付書類

- (1) 大学、短期大学、専門学校、高等学校等の卒業証明書
- (2) 市税の未納がないことを証する書類（納税証明書等）
- (3) 申請者の住民票
- (4) 申請者が就業していることを証する書類（在職証明書等）

第2号様式(第5条関係)

第
年
月
号
日

様

阿賀野市長

阿賀野市奨学生移住・定住促進事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました標記補助金の交付について、阿賀野市奨学生移住・定住促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金を　　交付します。

交付しません。

(理由)



2 交付決定額　　金　　円

3 その他

- (1) 補助金の交付にあたっては、「阿賀野市奨学生移住・定住促進事業補助金交付請求書」の提出が必要です。
- (2) 不正の行為により補助金の交付を受けた時は、補助金の交付決定を取消し、期限を指定して補助金の全額返還を求めます。(違約加算金及び延滞金が加算される場合があります。)

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

阿賀野市長 様

請求者

住 所 :

氏 名 :

生年月日 : 年 月 日

電話番号 :

阿賀野市奨学生移住・定住促進事業補助金交付請求書

阿賀野市奨学生移住・定住促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

1 請求額 金_____円

2 振込先口座

金融機関	金融機関コード				支店コード							
			銀行	信金							本店	支店
信組		農協	労金									
口座の種類及び口座番号	普通											
口座名義人	(フリガナ)											

※振込先は、請求者本人名義の口座としてください。

第4号様式(第9条関係)

第 年 月 号
年 月 日

様

阿賀野市長

阿賀野市奨学生移住・定住促進事業補助金返還命令書

阿賀野市奨学生移住・定住促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、 年 月 日付
けで決定した補助金について、交付決定を取り消すこととしたので、下記のとおり返還してください。

記

区分	内 容
取り消しの理由	
返還補助金額	
加 算 金	
合 計	
返 還 期 限	年 月 日